

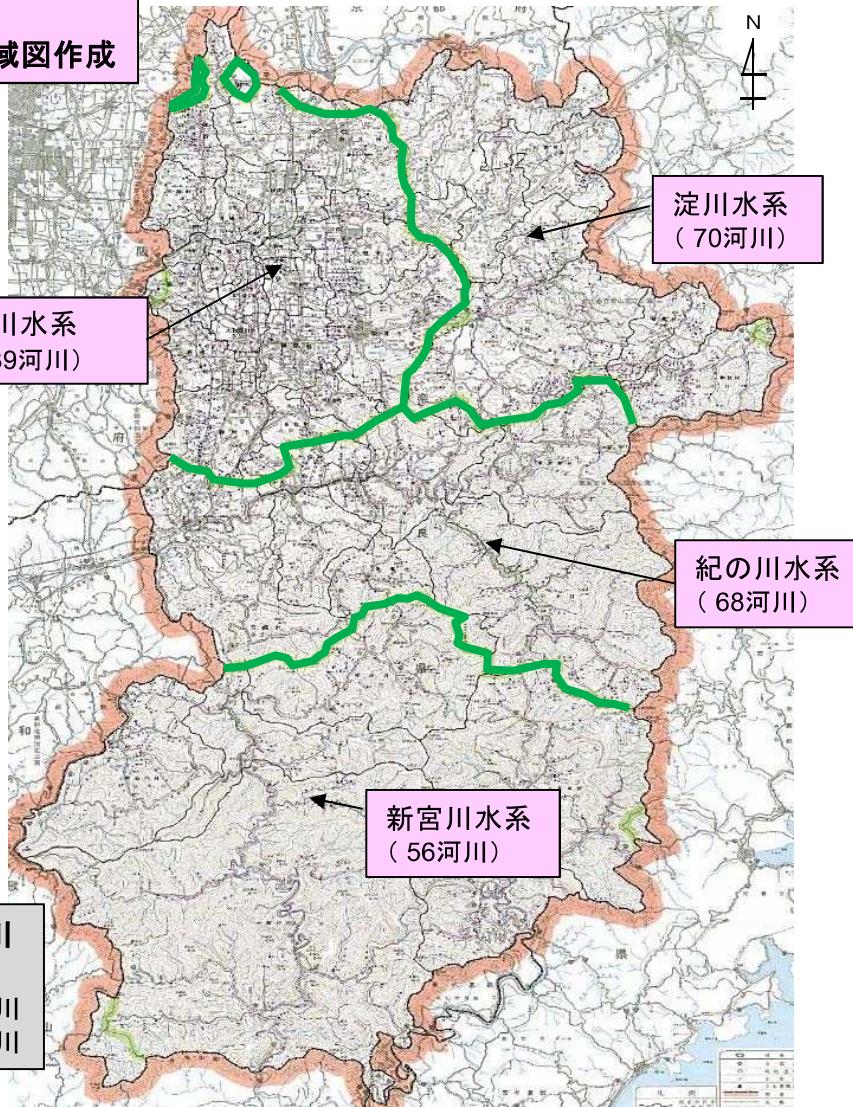
奈良県からの周知事項

洪水浸水想定区域図について

(奈良県報告)

水防法が令和3年に改正され（令和3年7月施行）、洪水浸水想定区域図の指定やハザードマップの作成対象が水位周知河川以外の中小河川にまで拡大された。水位周知河川以外の県管理河川を対象として、市町村が洪水ハザードマップを作成するために必要となる、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成する。（R4年度）

R4年度 浸水想定区域図作成



<ハザードマップとの関係>

<洪水浸水想定区域 (国、都道府県)>



(図はイメージ)

<洪水浸水想定区域の指定>

想定しうる最大規模の降雨による浸水が想定される区域、その水深及び浸水継続時間等について、河川管理者が指定

<洪水ハザードマップ(市区町村)>



(図はイメージ)

<洪水ハザードマップの周知>

浸水被害軽減地区内の市区町村において、浸水想定区域上に以下の内容等を記載

- 避難経路
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者施設、大規模工場等等

危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置について

(奈良県報告)

○ より迅速な避難行動を促す河川情報を発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した低コストな**危機管理型水位計**と**簡易型河川監視カメラ**をきめ細かな水位把握が必要な箇所に設置し、水位観測網の充実を図る。

きめ細かい水位情報やリアルタイムの河川画像を提供し、早めの避難行動への活用や水位観測データの充実を図るため、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を実施。

県内で危機管理型水位計を50河川68箇所、簡易型河川監視カメラを46河川69箇所を設置しました。

(大和川水系では新たに危機管理型水位計を37基、簡易型河川監視カメラを30基設置。)

現在、奈良県河川情報システムで追加設置分の情報を公開しています。

【危機管理型水位計】



【簡易型河川監視カメラ】

